

開成町公共施設太陽光発電設備設置事業 公募実施要領

1 事業目的

開成町（以下「町」という。）は、令和2年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32（2050）年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めている。また、令和6年3月に改定した第2次開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、基本方針のひとつとして再生可能エネルギー導入の促進を掲げている。

本事業は、本町の公共施設への再生可能エネルギーの導入を図り、公共施設の脱炭素化を推進することを目的とし、効率的かつ効果的な太陽光発電設備の設計及び設置並びに運転及び維持管理等を PPA（Power Purchase Agreement）方式により行うもの。

2 事業者選定の趣旨及び方式について

本事業は国「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）の活用を前提としていることから、公募型プロポーザル方式にて事業者の選定を行う。

事業者選定に当たっては、別添「開成町公共施設太陽光発電設備設置事業公募審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、参加表明者が本町に提出した企画提案書の内容を審査し、事業者を選定する。

その後、事業者と協議の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項による行政財産使用許可を行い、事業を推進する。

3 事業の内容

- (1) 別添「開成町公共施設太陽光発電設備設置事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に即し、指定した公共施設にPPA設備を導入する。
- (2) 本公募に係る公募対象施設は次のとおりとする。
 - ア 開成町立開成南小学校（開成町みなみ二丁目2番1号）
 - イ 開成町立文命中学校（開成町吉田島1805番地）

施設ごとの個別条件については、参考資料を参照し、事業者は、必ず機上調査及び現地調査を行った上で事業提案するものとする。
- (3) その他の事業内容詳細は、要求水準書による。

4 参加資格要件

本事業の公募型プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各法による手続き又は申立てがなされていないこと。
 - ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始
 - イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始
- (3) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況ないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有し、PPA による太陽光発電設備導入の実績があること。
- (7) かながわ電子入札共同システムに登録があり営業希望地に開成町を有すること。
- (8) 神奈川県内に本社・支社・営業所が所在し、当町と円滑な調整ができること。
- (9) 開成町暴力団排除条例（平成 23 年開成町条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

5 失格事由

参加表明者に次の行為があった場合は、その者を失格とする。なお、次の

(1) から (3) に該当する場合は、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の参加表明者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合。

(5) 実施要領及び審査要領に記載の企画提案の審査に関する失格事由に該当した場合。

6 事業者選定のスケジュール

日時	内容	備考
令和7年11月12日 (水)	公募の開始	町HPにて資料及び 様式を公表
令和7年11月26日 (水)	参加申込兼誓約書の提出期限	財務課に郵送又は持 参16時必着
令和7年11月14日 (金)～令和7年 12月5日(金)	現地調査可能期間	
令和7年12月5日 (金)	質問書の提出期限	財務課に郵送又は持 参12時必着
令和7年12月12日 (金)	質問書に対する回答	15時頃までに町ホ ームページにて公表 予定
令和7年12月24日 (水)	見積書及び企画提案書その 他資料の提出期限	財務課に郵送又は持 参17時必着
令和8年1月上旬	要件審査の結果及びプレゼ ンテーション等に係る通知	電子メール及び書面 による通知
令和8年1月中旬	企画提案に係る審査(プレ ゼンテーション及びヒアリ ング)	
令和8年2月上旬	審査結果の公表	町HPによる ※正式通知は追って 速やかに書面で発送 する。
令和8年2月中旬	協定書の締結	
工事完了後	契約締結	

7 参加申込兼誓約書について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類などを提出し、参
加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期間 令和7年11月12日(水)から

令和7年11月26日（水）16時まで（16時必着）

- （2）提出方法 持参又は郵送
- （3）提出先 〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町財務課
- （4）提出書類及び提出部数 …各1部

	名称	様式等	作成の内容
ア	参加申込書 兼誓約書	第1号様式	・代表者印を押印のこと。
イ	会社概要書	第2号様式	—
ウ	納税証明書	—	・直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税及び法人住民税の納税証明書 ※ 提出日の3カ月以内に発行されたもの（写し可）。
エ	賃借対照表 及び損益計算書	—	・直近3年分の賃借対照表及び損益計算書
オ	業務実績書	第3号様式	・令和2年度から令和6年度までの過去5年間に太陽光発電設備設置事業（PPA）の実績を記載すること。 ・実績の分かる書類（契約書の写し）を添付すること。
カ	業務実施体制調書	第4号様式	—

- （5）作成方法 町ホームページから様式をダウンロードし作成すること。

8 説明会等について

説明会は実施しない。また、本公募への参加表明に係る現地調査を必須とする。現地調査は、参加申込兼誓約書の提出後に行うものとし、現地調査にあたっては、町財務課と事前に日程調整すること。事業に対する質問などは、次の「9 質問及び回答について」を参照すること。

なお、参考図面等の資料提供は次のとおりとする。

- （1）資料提供については、財務課へ電子メールで申し込むこと。資料は、原則閲覧（写真撮影可）とするが、「対象施設の電気使用量デマンドデータ」及び「公共施設屋上等許容荷重調査に係る意見書」については、電子メールにより提供する。

- (2) 参考図面等の閲覧は公募の開始から令和7年12月5日（金）17時までとする。なお、参考図面等の閲覧は、メールでの申込みがあつてから、1日以上の時間を要することに留意すること。
- (3) 閲覧する資料の内容についての質問は受け付けない。
- (4) 審査結果の公表後、提供を受けた全ての参考図面等のデータを速やかに削除すること。（社内でのデータ等の保存は認めない。）

9 質問及び回答について

質問は、電子メール（第6号様式）により次のとおり受け付けることとする。この他の方法では、事業に関する質問は受け付けない。

なお、全ての質問について、町ホームページ上にて回答（公表）する。

- (1) 提出期間 令和7年11月21日（金）から
令和7年12月5日（金）正午まで
- (2) 提出方法 電子メールのみ ※質問の到着は、電話で確認すること。
(Tel0465-84-0322)
- (3) 提出先 開成町 財務課 (zaimuka@town.kaisei.kanagawa.jp)
- (4) 回答期日 令和7年12月12日（金）15時頃（予定）

10 見積書及び企画提案書等について

本公募に参加する場合は、次のとおり提出書類を提出すること。

なお、企画提案書は、社名を伏せて記載すること。（社名を記載した場合は失格とする。）

- (1) 提出期限 令和7年11月21日（金）～
令和7年12月24日（水）17時まで（17時必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒258-8502 開成町延沢773 開成町財務課
- (4) 提出書類及び提出部数 …各10部

※紙媒体のほかに電子データでも提出すること。

	名称	様式等	作成の内容
ア	見積書	第5-1号 様式	<ul style="list-style-type: none">・内訳書（第5-2号様式）を添付すること。・見積額は、10「見積書及び企画提案書等について」（6）提案限度額を上回らないこと。

	名称	様式等	作成の内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、消費税を含めた総額と消費税額を記載すること。 ・封入封緘で提出すること。
イ	企画提案書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・本件の業務について、基本的事項（基本姿勢、工程管理）のほか①技術提案、②災害時の活用、③独自提案を取りまとめた資料を提出すること。

(5) 作成方法 町ホームページから様式をダウンロードし作成すること。

なお、各書式については、次のとおりとする。

ア 企画提案書は、A4又はA3サイズの用紙で作成すること。

イ 企画提案書を提出した後、内容の変更等が生じた場合は、遅滞なく、書類提出先に報告しなければならない。

(6) 提案限度額

本公募は、公募対象施設ごとに、参加表明者が提案するPPA契約単価(円/kWh)の上限額を設定する。上限額は次のとおりとし、これを上回る提案でのPPA契約は原則行わない。見積書は施設ごととし、内訳を詳細に記載すること。

※ここで示す提案限度額は、総事業費から交付金の間接交付額相当分を差し引いて算出されたものである。

ア 開成町立開成南小学校 29円（税抜き）/kWh

イ 開成町立文命中学校 39円（税抜き）/kWh

(7) その他の資料

その他の資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに係るスライド画面を印刷した資料を当日に配布する分には差し支えない。(社名を記載した場合は失格とする。) その場合、部数は10部用意すること。

11 辞退

参加申込みをした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年12月24日（水）17時までに第7号様式を持参又は郵送で開成町財務課に提出すること。

12 選考方法等

本公募の選考は、要件審査と企画提案書の審査を同時並行で行う。なお、審査方法及び審査項目については、次のとおりとする。

(1) 審査体制

当町が設置する「開成町公共施設太陽光発電設備設置事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、事業者から提案された内容を審査基準に基づき審査する。

(2) 事業者の決定方法

参加資格要件を満たした事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、事業提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

※ 事業提案者が1者であった場合もプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事業提案書の評価を行い、事業者としての可否を審査する。

(3) 審査方法

事業者から提出された企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。審査の基準等は別表（提案書評価基準）のとおりとする。企画提案書及びプレゼンテーションの点数は審査委員会の委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。複数の同得点者が生じた場合は、最も高い提案者のみを対象とし改めて審査委員による協議を行い、順位を決定する。

(4) プrezentationの実施

書類審査を通過した者を対象に別表（提案書評価基準）について総合的に審査するプレゼンテーション審査を行う。

- ア 実施日、会場、集合時間等については、別途電子メールで通知する。
- イ 出席者は、3名までとし、業務主任者を必ず含むものとする。説明は、受託後の実施体制に記載されている者が行うこと。
- ウ 実施方法については、プレゼンテーションを20分以内で行うこととし、質疑応答は15分程度とする。（非公開）
- エ パワーポイント等により説明を行う場合は、プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。他の機材を使用する場合は、応募者が用意すること。

- オ プレゼンテーション審査は参加者名を伏せて行うため、社名を名乗る、プレゼンテーション資料に社名を記載する、社章（バッヂ）を付けるなど、審査員が参加者を特定することができないよう気を付けること。
- カ 状況により、WEBによる開催やプレゼンテーションを省略（書類審査による選考）する場合がある。

（5）無効となる企画提案書等

- 企画提案書が次に該当する場合は、無効となる。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの

（6）失格となる提案者

- 提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。
- ア 実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - イ 評価点が360点を下回った場合
 - ウ その他審査委員会が不適格と認めた場合

13 審査結果について

令和8年2月上旬以降に審査結果を町ホームページに公表し、公募参加者へ書面により郵送する。

14 行政財産使用許可について

- （1）事業者は、開成町財産規則（昭和49年開成町規則第6号）に基づき、PPA設備の設置に係る行政財産使用許可の申請をしなければならない。
なお、開成町財産規則に定める許可期間満了時に許可を更新する場合においても、その都度、申請を要する。
- （2）PPA設備設置に係る行政財産使用料は、免除とする。

15 費用負担について

本公募の事業化に係る費用負担については、本実施要領、要求水準書及び公募実施要領別紙「リスク分担表」に即し、選定された事業者の企画提案内容を踏まえ、両者協議により決定する。

16 維持管理責任について

要求水準書及び本実施要領別紙「リスク分担表」のとおり

17 現状復旧について

要求水準書及び本実施要領別紙「リスク分担表」のとおり

18 その他

- (1) 本公募への参加に係る費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成のために本町から受領した資料は、本町の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 町は、提出された書類を、参加表明者に無断で本公募の目的以外の目的に使用することはできない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類について、開成町情報公開条例（平成13年条例第18号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 事業者は、本事業に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに町に報告するものとする。
- (7) 本事業は、前述2「事業者選定の趣旨及び方式について」の趣旨から参加者がPPA設備の所有権を持つPPA方式による提案とする。
- (8) 町は公募対象施設を公用又は公共用のために必要とする場合、地方自治法第238条の4第9項に基づき、許可を取り消すことができる。この場合、許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益によりPPA設備の導入に係る対価を償却するに足りないと認められる期間である場合、事業者は、当該差額分の補償のみ本町に請求することができる。（事業者の利益見込み分については一切請求できない。）
- (9) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、町議会において予算の減額、否決があったときは、実施の効力を失う場合がある。

19 事務担当課、書類等の提出先

〒258-8502

開成町延沢 773 番地

開成町財務課

メール : zaimuka@town.kaisei.kanagawa.jp

電話 : 0465-84-0322 (直通)